



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 マ ッ ク ス 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 C E O 三井田 孝 嗣
(コード番号 6 4 5 4 東証第一部)

問合せ先 常務取締役上席執行役員 加 門 照 廣
(T E L . 0 3 - 3 6 6 9 - 0 3 1 1)

株式会社カワムラサイクル株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

マックス株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社カワムラサイクル（コード番号：7311 東証マザーズ。以下「対象者」といいます。）株式を、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式の 6,047 株（対象者が平成 22 年 2 月 12 日に提出した第 15 期第 3 四半期報告書に記載された平成 22 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数である 27,200 株の 22.23%（小数点以下第三位四捨五入）となります。）を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の第一位株主であります。

今般、当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、対象者とのなお一層の関係強化を図ることを目的として、対象者の発行済株式（但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

これに対し、対象者は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格、その他の条件、当社と対象者との間に生じるシナジーなどを総合的に勘案し、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長の村山民生氏は対象者の第二位の株主であり、本公開買付けに応募する可能性があるため、取引の公正性を期す観点から上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、ホッチキスや事務機械などのオフィス機器部門と、釘打機や浴室暖房換気乾燥機及び床暖房システムなどのインダストリアル機器部門を中心に、事業を展開しております。

インダストリアル機器部門の主な対象とする住宅市場においては、近年、新設及び既設住宅のリフォームによる住宅設備機器の充実・高機能化が進み、今後の市場拡大が見込まれています。

これまで当社は、住環境機器事業を新規事業と位置づけ、市場でトップシェアを有する基幹商品の浴室暖房換気乾燥機を中心に、当社が独自に開発したディスポーザ・システムや床暖房システムなどの製品アイテムを加えて、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

このような状況の下で当社は、国内における高齢化社会の進展に伴う在宅介護ニーズの増加に合わせて、介護関連機器分野における当社独自技術を活用した事業展開が可能と考え、現在、介護関連機器の開発に取り組んでおります。

一方、対象者は、介護用車いすを中心とした福祉用具の製造販売を行っており、高齢者や障害者向けの介護関連機器メーカーとして、その製造販売面で経験と実績を有しております。

現在、当社は、対象者の「介護機器・福祉用具分野での豊富なノウハウ」と当社の「顧客の現場で、顧客の使用・作業環境に合わせた製品を開発するメカトロ技術」とのシナジーを発揮した新たな製品開発を進めております。当社は、対象者との関係を更に強化し新たな介護関連機器事業に取り組むことが両社にとって有益であり、かつ両社の企業価値を高め、更には株主価値向上に資するものと考えております。

このことから当社は、これまで対象者の了解の下で、平成 21 年 8 月及び平成 22 年 1 月の 2 度にわたり対象者の株式を取得しております。また平成 22 年 5 月 14 日には両社それぞれの得意分野や経営資源を活用して、製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意しております。更に、なお一層の関係強化を目的として、今回の公開買付けを行うものであります。

当社は、上記施策を円滑かつ迅速に実現するため、本公開買付け後、取締役の派遣を含め人的関係を強化していく予定です。

なお、現時点で本公開買付け後に、対象者の株式を追加取得する予定はありません。

（３）買付け等の価格の公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式 6,047 株（株式所有割合 22.23%）を所有し対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性の担保について、それぞれ以下の通り対応を取っております。

当社は、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である T F P ビジネスソリューション株式会社（以下「T F P」といいます。）より、平成 22 年 5 月 13 日付で対象者株式の株式価値算定書を取得しております（なお、当社は T F P から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。）。

T F P は、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・「市場株価法」 73,608 円 ～ 82,133 円

「市場株価法」では、基準日を平成22年5月13日として、基準日終値、直近1ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均、直近3ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均及び直近6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「類似会社比較法」 92,128 円 ～ 130,912 円

「類似会社比較法」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「D C F 法」 87,610 円 ～ 111,018 円

「D C F 法」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書の内容を踏まえ、対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値を算定結果の下限値である 73,608 円から上限値である 130,912 円の範囲内で検討いたしました。

検討にあたっては、TFPによる株式価値算定書を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例等を踏まえ、更に対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ対象者の既存株主に対し対象者株式の市場価格に十分なプレミアムを付与した買付価格を提示することが妥当との判断から、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、1株当たり100,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける本買付価格である1株当たり100,000円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成22年5月13日の東証マザーズにおける対象者株式の終値78,400円に対して27.55%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、平成22年5月14日開催の対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年5月14日付で株式価値算定書を取得し、当社から提示を受けた本買付価格の妥当性について検証を行ったとのことです（なお、対象者は、野村證券株式会社に対し本買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を求めているとのことです。）。

野村證券株式会社は、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、市場株価法では73,608円～81,917円、DCF法では126,078円～192,391円であるとのことです。

対象者によれば、野村證券株式会社から財務面からの助言を得るとともに、独立したリーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所から法的助言を受け、対象者は、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものと判断し、本公開買付けについて賛同する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の株式は上場株式であり、その株式価値は一義的には市場価格に反映されていると考えられるとのことです。他方、本公開買付価格は、野村證券株式会社によるDCF法による算定結果の範囲内になく下回っておりますので、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記の通り当社及び対象者は、本買付価格の公正性を担保するため、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、本買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

対象者によれば、対象者の代表取締役社長である村山民生氏は、対象者の第二位の株主でもあり、当社との関係強化に率先して取り組むことが対象者の業容拡大に資するとの判断の基に本公開買付けに応募する可能性があるため、取引の公正性を期す観点から上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

（４）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

本公開買付けにおいて当社は、対象者株主の皆様の応募にお応えできるよう買付け等を行う対象者株式の数に上限を設けておりません。また、本公開買付けは、対象者の今後の証券市場における上場維持の必要性を考慮し、対象者株式の上場廃止を目的としておりません。従って、本公開買付けにおいて上限を設けていないため、本公開買付けの結果株式会社東京証券取引所の定める東証マザーズの上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、上場廃止の回避の措置を対象者と速やかに検討し、その後の方策を決定いたします。

- (5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	株式会社カワムラサイクル
②所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村山 民生
④事業内容	車いすなどの介護用機器の製造販売
⑤資本金	1,484,550 千円（平成21年12月31日現在）
⑥設立年月日	平成7年8月31日
⑦大株主及び持株比率	パナソニック電工株式会社 12.87% 村山 民生 11.97% マックス株式会社 9.35% 極東開発工業株式会社 6.25% 日進医療器株式会社 5.74% 株式会社ハートウェル 3.88% 林 慶旭（常任代理人）みずほインベスターズ証券 2.92% 松永 圭司 1.84% 新家工業株式会社 1.47% ヤング開発株式会社 1.40% （注1）上記のほか、対象者の自己株式1,504株（株式所有割合5.53%）があります。 （注2）上記は対象者の平成21年11月13日提出の第15期第2四半期報告書に基づき作成しております。 （注3）対象者は平成22年2月5日に対象者の主要株主の異動に関する臨時報告書を提出しております。その概要は以下のとおりです。 マックス株式会社 異動前議決権割合 9.91% 異動後議決権割合 23.53% 異動日：平成22年1月29日 パナソニック電工株式会社 異動前議決権割合 13.62% 異動後議決権割合 0.0%
⑧公開買付者と対象者の関係	
資本関係	現在当社は、対象者株式6,047株（株式所有割合22.23%）を所有しており、対象者の第一位株主であります。
人的関係	該当事項はありません。 注）本公開買付け後、取締役の派遣を含め、人的関係の強化をしていく予定です。
取引関係	該当事項はありません
関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 5 月 17 日（月曜日）から平成 22 年 6 月 17 日（木曜日）まで（24 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）まで（30 営業日）となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 100,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である T F P より、平成 22 年 5 月 13 日付で対象者株式の株式価値算定書を取得しております（なお、当社は T F P から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。

T F P は、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法、及び D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・「市場株価法」 73,608 円 ～ 82,133 円

「市場株価法」では、基準日を平成22年5月13日として、基準日終値、直近1ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均、直近3ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均及び直近6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「類似会社比較法」 92,128 円 ～ 130,912 円

「類似会社比較法」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「D C F 法」 87,610 円 ～ 111,018 円

「D C F 法」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書の内容を踏まえ、対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値を算定結果の下限值である 73,608 円から上限値である 130,912 円の範囲内で検討いたしました。

検討にあたっては、T F P による株式価値算定書を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例等を踏まえ、更に対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ対象者の既存株主に対し対象者株式の市場価格に十分なプレミアムを付与した買付価格を提示することが妥当との判断から、平成 22 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、1 株当たり 100,000 円と決定いたしました。

本公開買付けにおける本買付価格である 1 株当たり 100,000 円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成 22 年 5 月 13 日の東証マザーズにおける対象者株式の終値 78,400 円に対して 27.55%のプレミアムを加えた金額となります。

②算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

当社は、ホッチキスや事務機械などのオフィス機器部門と、釘打機や浴室暖房換気乾燥機及び床暖房システムなどのインダストリアル機器部門を中心に、事業を展開しております。

インダストリアル機器部門の主な対象とする住宅市場においては、近年、新設及び既設住宅のリフォームによる住宅設備機器の充実・高機能化が進み、今後の市場拡大が見込まれています。

これまで当社は、住環境機器事業を新規事業と位置づけ、市場でトップシェアを有する基幹商品の浴室暖房換気乾燥機を中心に、当社が独自に開発したディスポーザ・システムや床暖房システムなどの製品アイテムを加えて、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

このような状況の下で当社は、国内における高齢化社会の進展に伴う在宅介護ニーズの増加に合わせて、介護関連機器分野における当社独自技術を活用した事業展開が可能と考え、現在、介護関連機器の開発に取り組んでおります。

一方、対象者は、介護用車いすを中心とした福祉用具の製造販売を行っており、高齢者や障害者向けの介護関連機器メーカーとして、その製造販売面で経験と実績を有しております。

現在、当社は、対象者の「介護機器・福祉用具分野での豊富なノウハウ」と当社の「顧客の現場で、顧客の使用・作業環境に合わせた製品を開発するメカトロ技術」とのシナジーを発揮した新たな製品開発を進めております。当社は、対象者との関係を更に強化し新たな介護関連機器事業に取り組むことが両社にとって有益であり、かつ両社の企業価値を高め、更には株主価値向上に資するものと考えております。

このことから当社は、これまで対象者の了解の下で、平成 21 年 8 月及び平成 22 年 1 月の 2 度にわたり対象者の株式を取得しております。また平成 22 年 5 月 14 日には両社それぞれの得意分野や経営資源を活用して、製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意しております。更に、なお一層の関係強化を目的として、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けを行うことを決議し、以下の経緯により本買付価格を決定いたしました。

(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

当社は、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である T F P より、平成 22 年 5 月 13 日付で対象者株式の株式価値算定書を取得しております（なお、当社は T F P から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。）。

T F P は、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法、及び D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・「市場株価法」 73,608円 ～ 82,133円

「市場株価法」では、基準日を平成22年5月13日として、基準日終値、直近1ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均、直近3ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均及び直近6ヶ月の終値単純平均及び出来高加重平均を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「類似会社比較法」 92,128円 ～ 130,912円

「類似会社比較法」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

- ・「D C F 法」 87,610円 ～ 111,018円

「D C F 法」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書の内容を踏まえ、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を算定結果の下限值である73,608円から上限値である130,912円の範囲内で検討いたしました。

検討にあたっては、TFPによる株式価値算定書を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例等を踏まえ、更に対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ対象者の既存株主に対し対象者株式の市場価格に十分なプレミアムを付与した買付価格を提示することが妥当との判断から、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、1株当たり100,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける本買付価格である1株当たり100,000円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成22年5月13日の東証マザーズにおける対象者株式の終値78,400円に対して27.55%のプレミアムを加えた金額となります。

(独立した法律事務所からの助言)

当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者である中村・角田・松本法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

(対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置)

平成22年5月14日開催の対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年5月14日付で株式価値算定書を取得し、当社から提示を受けた本買付価格の妥当性について検証を行ったとのことです(なお、対象者は、野村證券株式会社に対し本買付価格の公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)を求めているとのことです)。

野村證券株式会社は、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、市場株価法では73,608円～81,917円、DCF法では126,078円～192,391円であるとのことです。

対象者によれば、野村證券株式会社から財務面からの助言を得るとともに、独立したリーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所から法的助言を受け、対象者は、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものと判断し、本公開買付けについて賛同する旨の決議を行ったとのことです。なお、対象者の株式は上場株式であり、その株式価値は一義的には市場価格に反映されていると考えられるとのことです。他方、本公開買付価格は、野村證券株式会社によるDCF法による算定結果の範囲内になく下回っておりますので、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記の通り当社及び対象者は、本買付価格の公正性を担保するため、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、本買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

対象者によれば、対象者の代表取締役社長である村山民生氏は、対象者の第二位の株主でもあり、当社との関係強化に率先して取り組むことが対象者の業容拡大に資するとの判断の基に本公開買付けに応募する可能性があるため、取引の公正性を期す観点から上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

③算定機関との関係

T F P 及び野村證券株式会社は、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,526 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 公開買付者は、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数として、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数である19,526株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成22年2月12日現在の対象者の発行済株式総数(27,200株)から、対象者が平成22年5月6日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年4月30日現在の対象者の自己株式数(1,627株)、及び本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(6,047株)を控除した数です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	6,047 個	(買付け等前における株券等所有割合 23.65%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,384 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.23%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	19,526 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	25,696 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(19,526株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(但し、特別関係者のうち発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき法第27条の2第1項各号に定める株券等所有割合の計算から除外される者が所有する株券等に係る議決権(合計70個)を除きます。)に記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)についても対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成22年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成22年2月12日現在の対象者の発行済株式総数(27,200株)から対象者が平成22年5月6日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成22年4月30日現在の対象者の自己株式数(1,627株)を控除した株式数(25,573株)に係る議決権の数(25,573個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,952,600千円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(19,526株)に1株当たりの買付価格(100,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

②決済の開始日

平成22年6月24日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年7月2日(金曜日)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日から起算して5営業日後の日)以後、速やかに応募が行われた時の状況に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げた価格で買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、以下に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほインベスターズ証券株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 10 番 30 号

（その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面に応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 5 月 17 日（月）

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 10 番 30 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の平成 23 年 3 月期連結業績に与える影響については、軽微と見込んでおります。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

ア) 対象者は平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する決議を行っております。対象者によれば、対象者の代表取締役社長である村山民生氏は、対象者の第二位の株主であり、当社との関係強化に率先して取り組むことが対象者の業容拡大に資するとの判断の基に本公開買付けに応募する可能性があるため、取引の公正性を期す観点から上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

イ) 平成 22 年 5 月 14 日に両社それぞれの得意分野や経営資源を活用して、製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意しております。

②公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報

本公開買付けにおいて当社は、対象者株主の皆様のお応募にお応えできるよう買付け等を行う対象者株式の数に上限を設けておりません。また、本公開買付けは、対象者の今後の証券市場における上場維持の必要性を考慮し、対象者株式の上場廃止を目的としておりません。従って、本公開買付けにおいて上限を設けていないため、本公開買付けの結果株式会社東京証券取引所の定める東証マザーズの上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、上場廃止の回避の措置を対象者と速やかに検討し、その後の方策を決定いたします。

5. 参考

＜対象者の損益の状況＞

決算年月	平成 21 年 3 月期 (第 14 期)
売上高	3,670,000 千円
売上原価	2,167,454 千円
販売費及び一般管理費	1,311,606 千円
営業外収益	139,460 千円
営業外費用	135,436 千円
当期純利益 (当期純損失)	33,463 千円

決算年月	平成 22 年 3 月期 (第15期第3四半期連結累計期間)
売上高	2,609,548 千円
売上原価	1,457,308 千円
販売費及び一般管理費	945,748 千円
営業外収益	14,985 千円
営業外費用	165,231 千円
四半期純利益 (四半期純損失)	13,537 千円

※このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付け等の勧誘を目的として作成されたものではありません。

売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申し込んでください。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはないものとします。

以上